

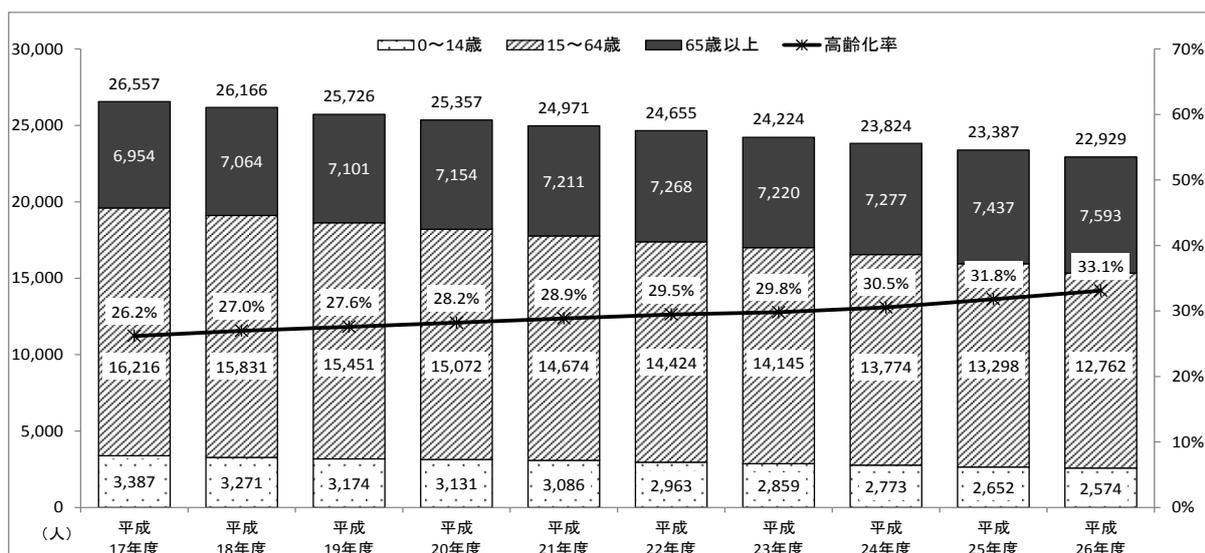
# 資料編

## 1. 町全体及び地区ごとの人口の推移・高齢化の状況

揖斐川町全体及び町内の 11 地区の人口の推移の状況を掲載しています。

### (1) 揖斐川町全体

揖斐川町全体の 10 年間の人口の推移をみると、人口は減少傾向にあり、平成 17 年度と平成 26 度を比較すると 3,628 人減少しています。年少人口、生産年齢人口、老年人口の 3 区分別でみると、0～14 歳の年少人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口が増加していることから、少子高齢化が進んできたことがわかります。65 歳以上の人口の増加により、高齢化率も 33.1%と約 3 人に 1 人が高齢者という状況となっています。



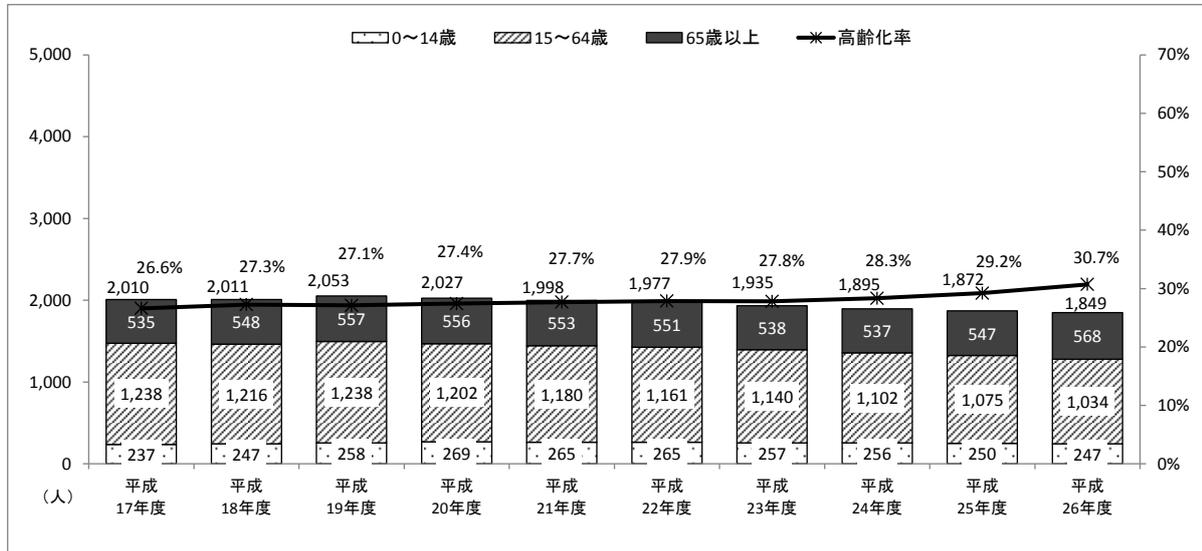
# 揖斐川町と各地区の位置図



## (2) 地区ごとの状況（町内 11 地区）

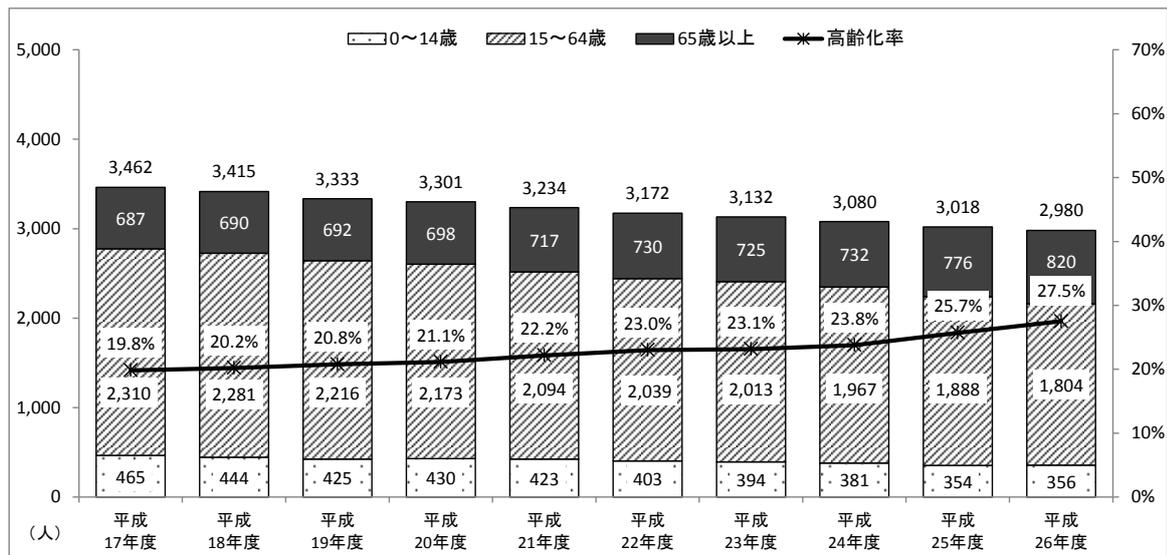
### ①北方地区

北方地区の人口は減少傾向にあり、平成 17 年度と平成 26 年度を比較すると 161 人減少しています。高齢化率は全体の 33.1%と比較して 30.7%と下回っています。



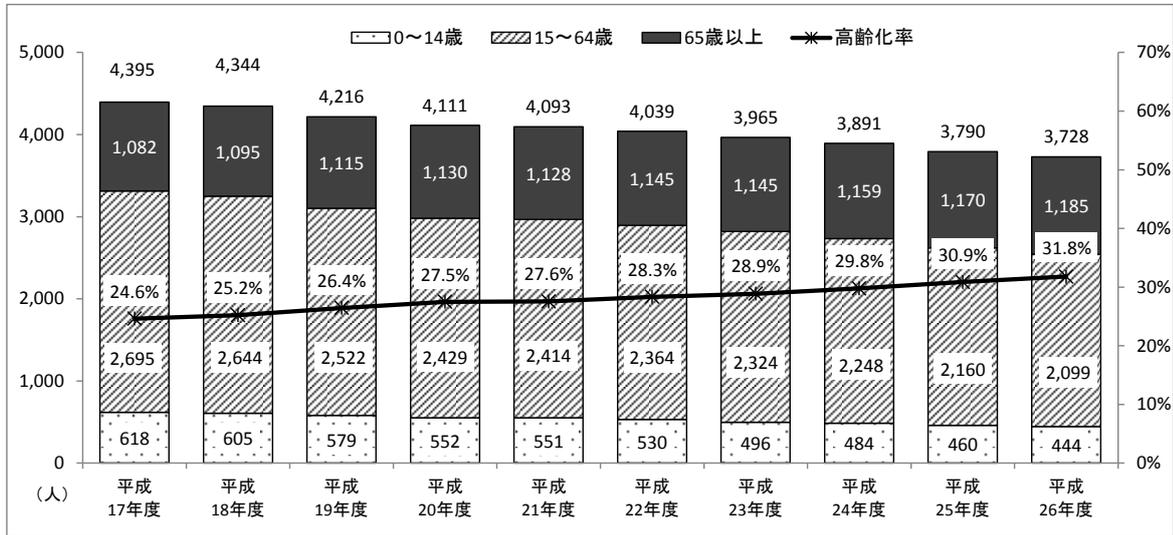
### ②大和地区

大和地区の人口は減少傾向にあり、平成 17 年度と平成 26 年度を比較すると 482 人減少しています。高齢化率は全体の 33.1%と比較して 27.5%と下回っています。大和地区は 11 地区の中で最も高齢化率が低い地区です。



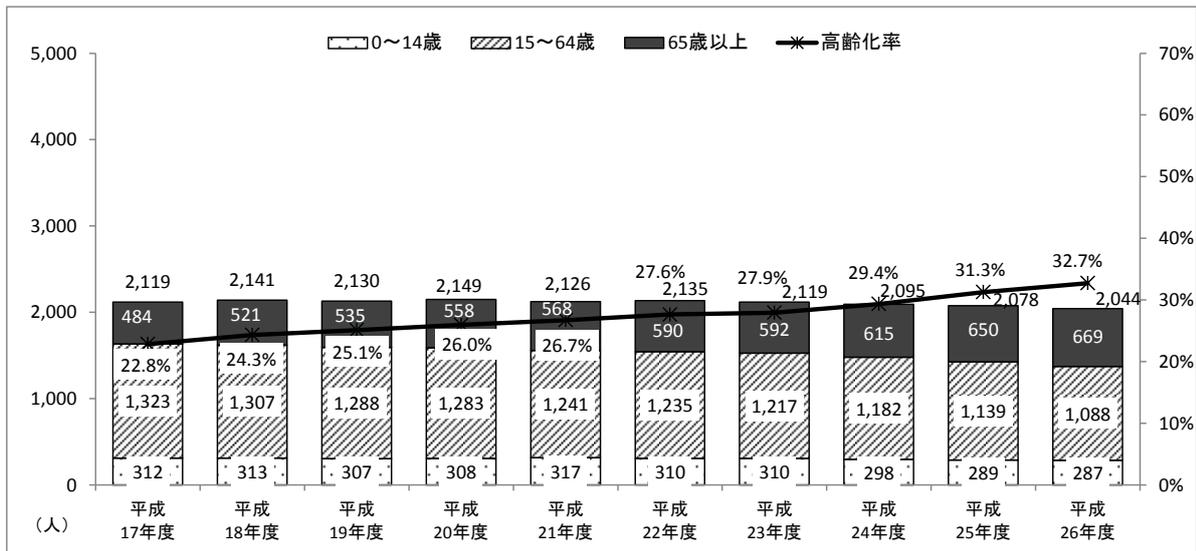
### ③揖斐地区

揖斐地区の人口は減少傾向にあり、平成17年度と平成26年度を比較すると667人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して31.8%と下回っています。



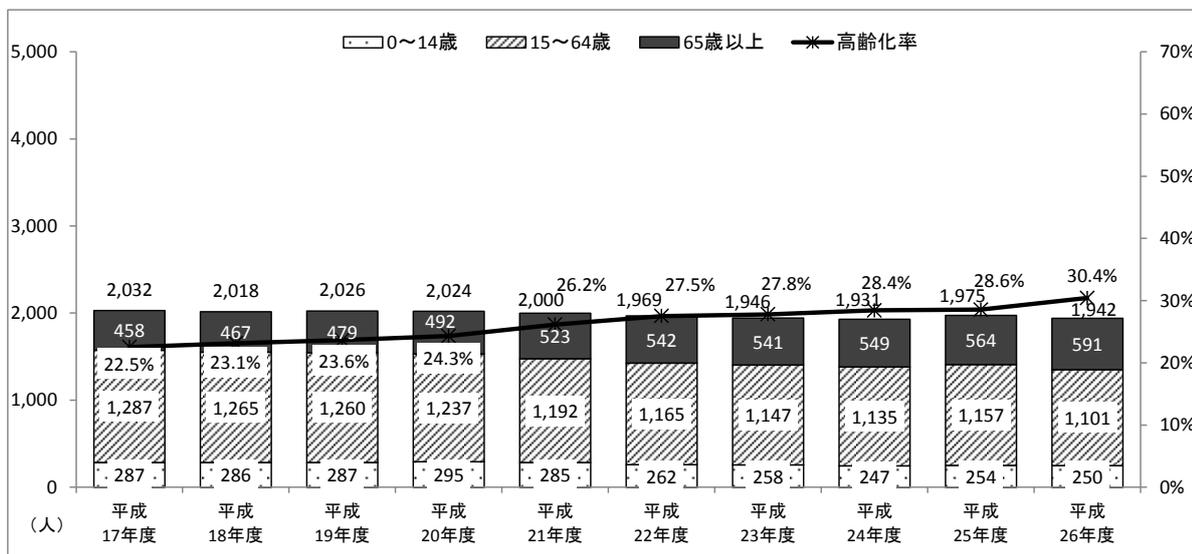
### ④清水地区

清水地区の人口は、平成23年度まで2,100人台を維持していましたが、平成24年度以降2,100人台を割り込み減少傾向にあります。平成17年度と平成26年度を比較すると75人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して32.7%と下回っています。



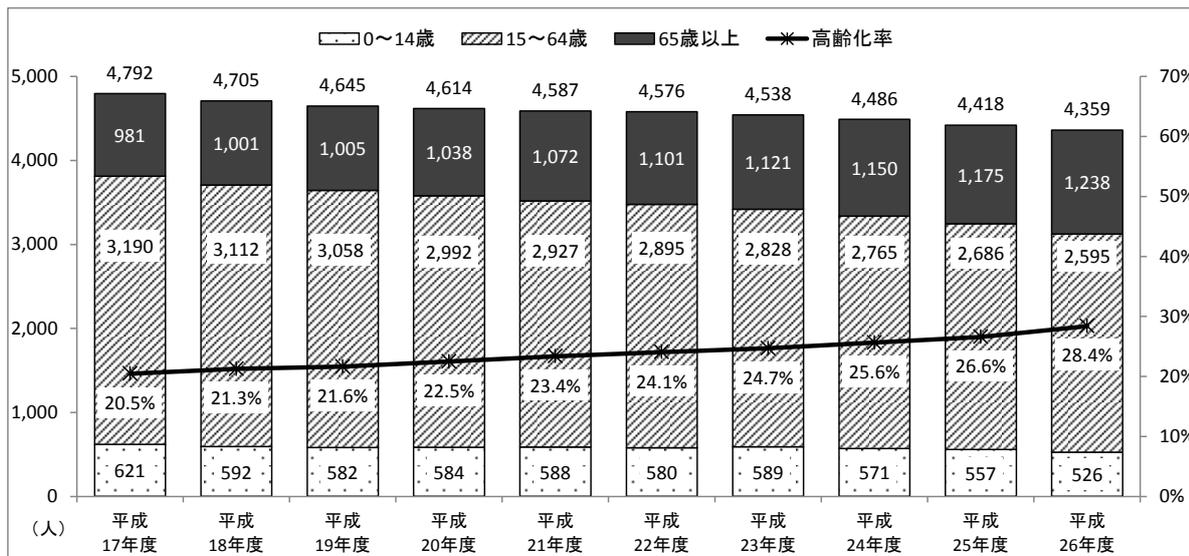
### ⑤ 脛永地区

脛永地区の人口は、平成 21 年度まで 2,000 人台を維持していましたが、平成 22 年度以降 2,000 人台を割り込み減少傾向にあります。平成 17 年度と平成 26 年度を比較すると 90 人減少しています。高齢化率は全体の 33.1%と比較して 30.4%と下回っています。



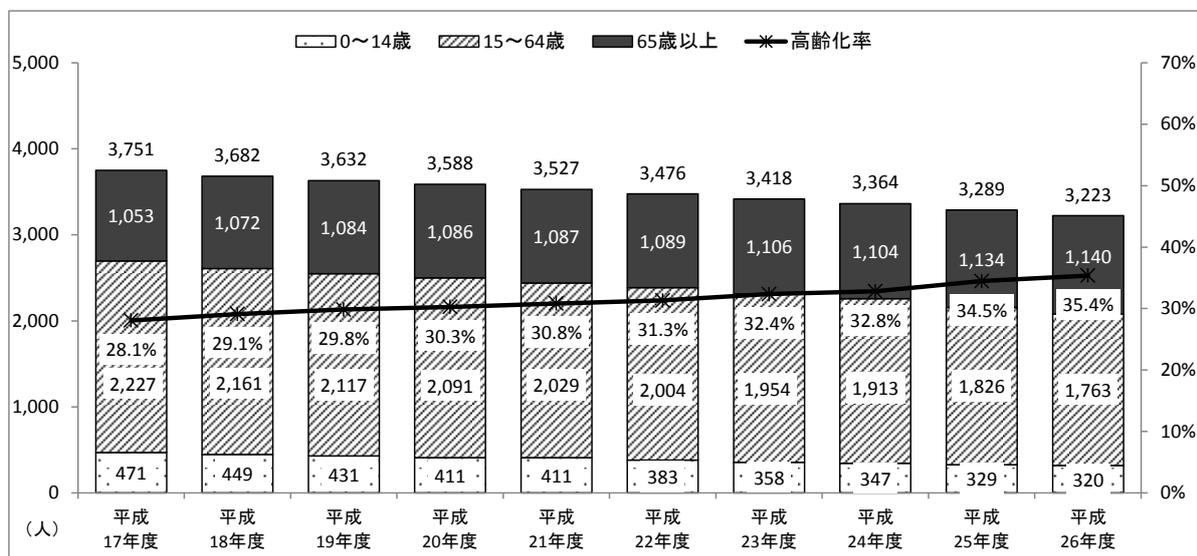
### ⑥ 小島地区

小島地区の人口は、11 地区の中で最も人口が多い地区となっています。人口は減少傾向にあり、平成 17 年度と平成 26 年度を比較すると 433 人減少しています。高齢化率は全体の 33.1%と比較して 28.4%と下回っています。



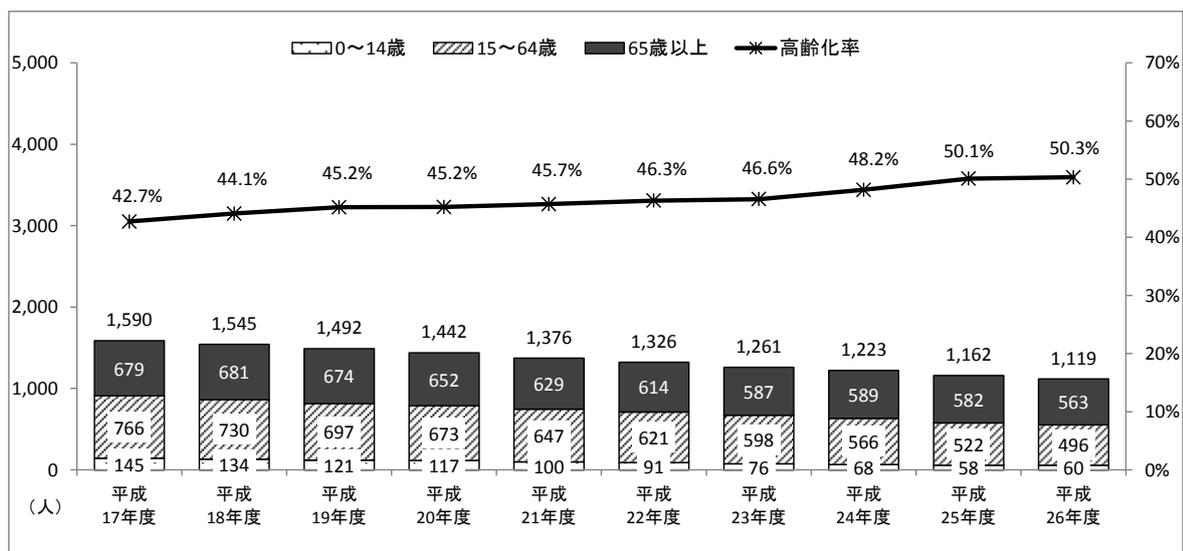
### ⑦谷汲地区

谷汲地区の人口は、減少傾向にあり、平成17年度と平成26年度を比較すると528人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して35.4%と上回っています。



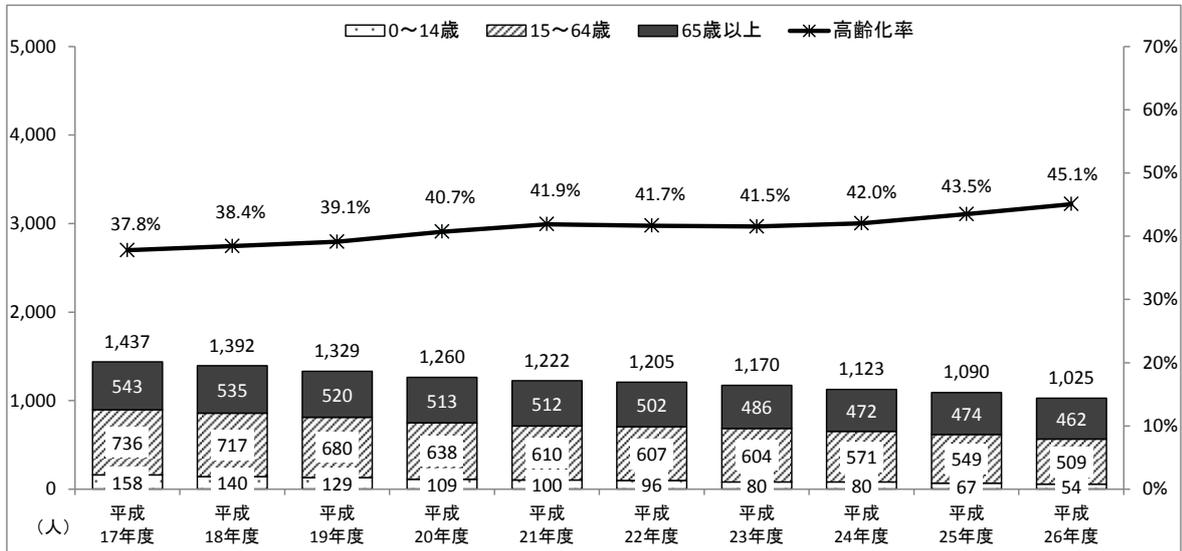
### ⑧春日地区

春日地区の人口は、減少傾向にあり、平成17年度と平成26年度を比較すると471人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して50.3%と上回っています。



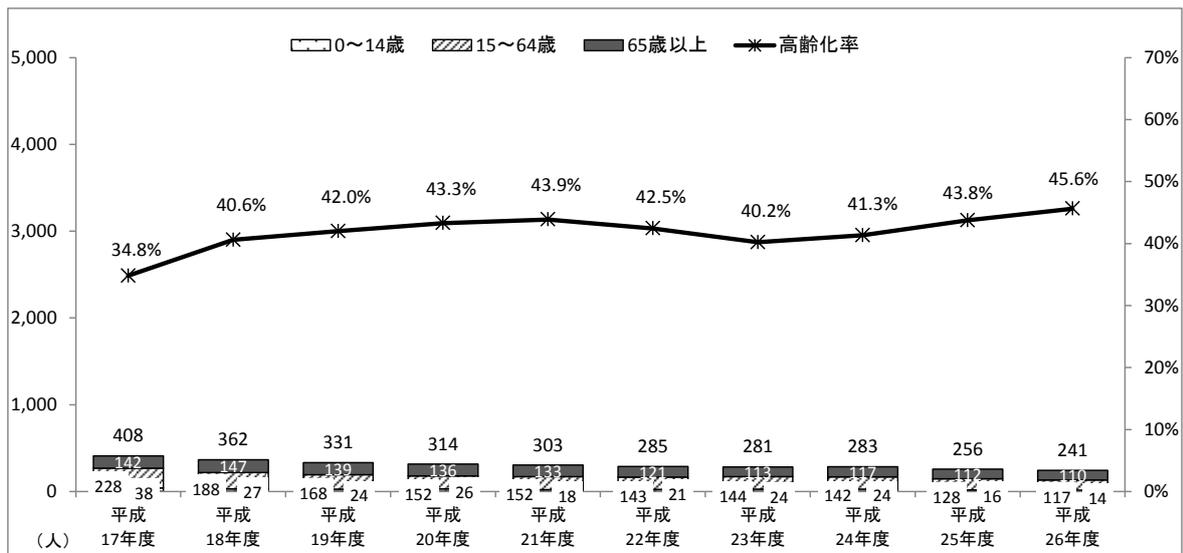
### ⑨久瀬地区

久瀬地区の人口は、減少傾向にあり、平成17年度と平成26年度を比較すると412人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して45.1%と上回っています。



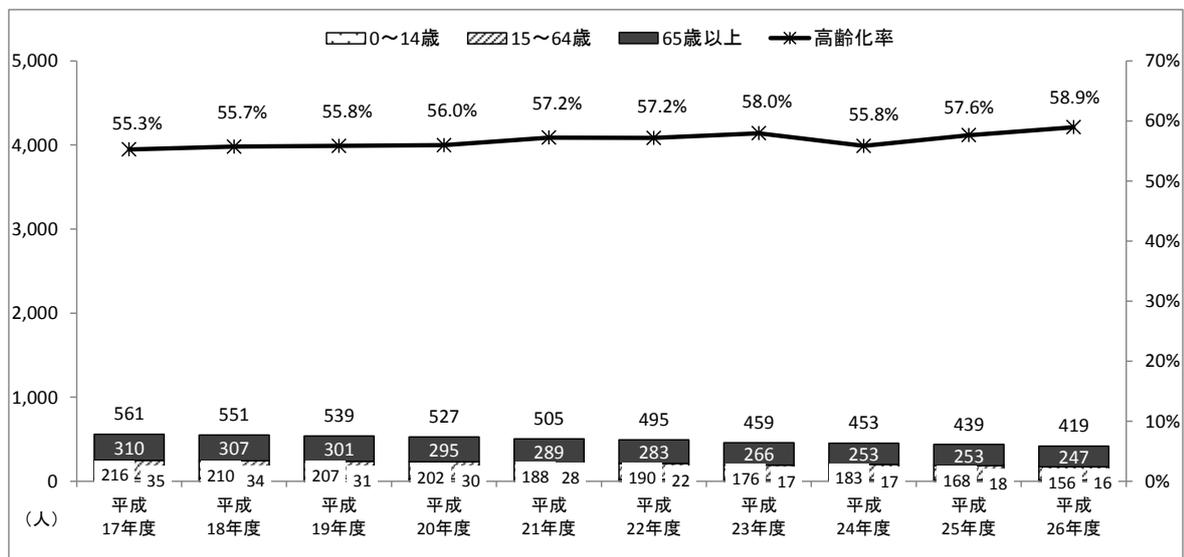
### ⑩藤橋地区

藤橋地区の人口は、11地区の中で最も人口が少ない地区となっています。人口は減少傾向にあり、平成17年度と平成26年度を比較すると167人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して45.6%と上回っています。



## ⑪坂内地区

坂内地区の人口は減少傾向にあり、平成17年度と平成26年度を比較すると142人減少しています。高齢化率は全体の33.1%と比較して58.9%と上回っています。坂内地区は11地区の中で最も高齢化率が高い地区です。



## 2. 高齢者や障がいのある人等の状況

### (1) 高齢者（要介護認定者）の状況

高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数は増加傾向にあり、平成23年度に比べ平成26年度では約1.11倍（139人増）となっています。

認定率も増加傾向にあり、平成26年度では高齢者の17.9%が要介護認定者となっています。

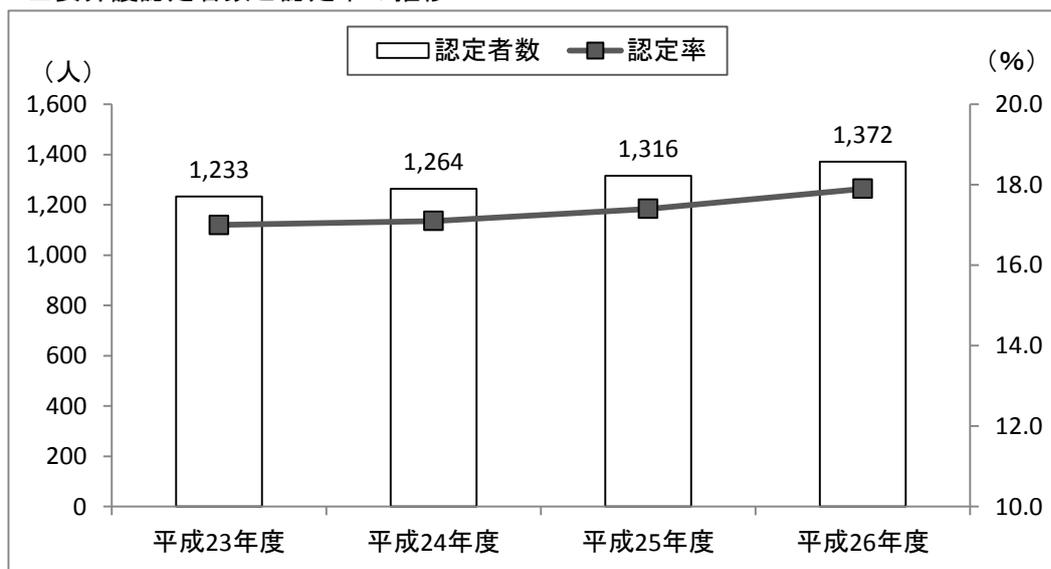
#### ■要介護認定者数と認定率の推移

単位：人、%

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数	1,233	1,264	1,316	1,372
高齢者数	7,240	7,409	7,560	7,657
認定率	17.0	17.1	17.4	17.9

資料：揖斐広域連合 各年度末の要介護認定状況（平成26年10月末）

#### ■要介護認定者数と認定率の推移



## (2) 障害者手帳交付者数の状況

障害者手帳交付者数の推移をみると、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者は増減があるものの、横ばい状態です。精神障害者保健福祉手帳交付者は増加傾向にあります。

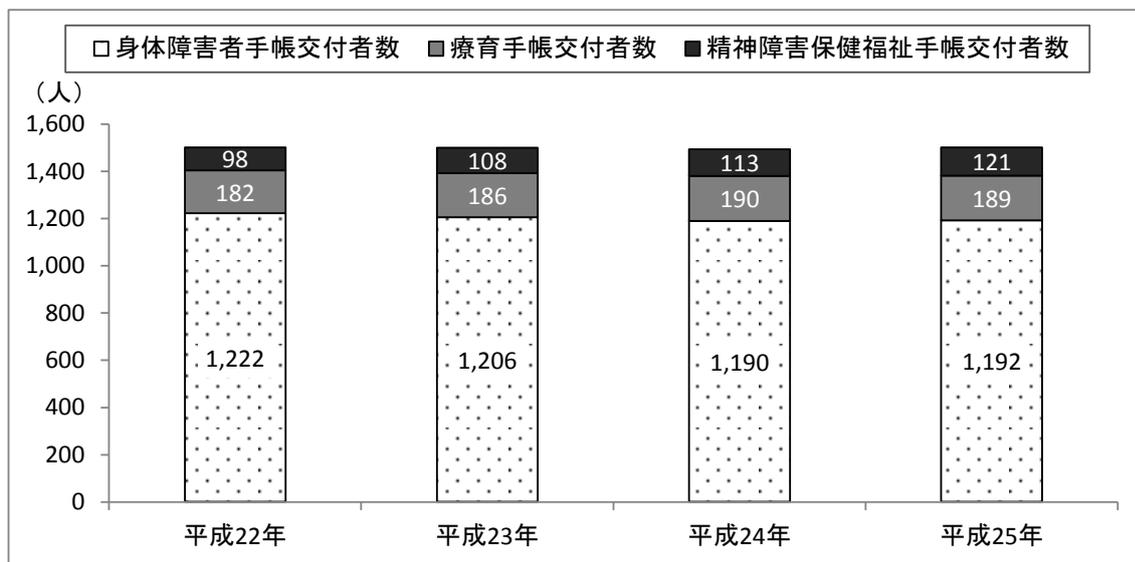
### ■障害者手帳交付者数の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
身体障害者手帳交付者数	1,222	1,206	1,190	1,192
療育手帳交付者数	182	186	190	189
精神障害者保健福祉手帳交付者数	98	108	113	121

資料：庁内資料（各年 3 月末時点）

### ■障害者手帳交付者数の推移



### (3) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯・人員は、平成26年には35世帯、39人となっています。

#### ■生活保護世帯・人員の推移

単位：世帯、人

地区		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
旧揖斐川	世帯数	27	27	27	26	25
	人員	32	33	35	34	28
旧谷汲	世帯数	6	7	9	7	6
	人員	7	8	10	8	7
旧春日	世帯数	1	0	0	0	0
	人員	1	0	0	0	0
旧久瀬	世帯数	1	1	2	2	2
	人員	1	1	2	2	2
旧藤橋	世帯数	0	1	1	0	0
	人員	0	1	1	0	0
旧坂内	世帯数	0	2	1	2	2
	人員	0	2	1	2	2
計	世帯数	35	38	40	37	35
	人員	41	45	49	46	39

資料：庁内資料（各年4月時点）

### 3. 地域の活動の状況

#### (1) 民生委員・児童委員等

町全体では区長が 124 人、民生委員・児童委員が 65 人、主任児童委員が 8 人、福祉委員が 257 人となっています。

#### ■区長及び民生委員・児童委員、福祉委員

単位：人

地区	区長	民生委員・児童委員	主任児童委員	福祉委員	人口
北方	7	3	2	27	1,849
大和	17	5		34	2,980
揖斐	20	7		49	3,728
清水	6	3		16	2,044
脛永	7	3		24	1,942
小島	14	6		46	4,359
谷汲	23	11	2	24	3,223
春日	13	9	1	20	1,119
久瀬	8	8	1	8	1,025
藤橋	3	3	1	2	241
坂内	6	7	1	7	419
計	124	65	8	257	22,929

資料：庁内資料（平成 26 年 4 月時点）

## (2) 子ども会

子ども会の状況をみると、全体的には団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

### ■子ども会の推移

単位：団体、人

地区		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
北方	団体数	5	5	5	5
	会員数	153	149	154	150
大和	団体数	15	15	15	15
	会員数	240	236	225	233
揖斐	団体数	20	20	19	19
	会員数	352	334	334	321
清水	団体数	10	10	10	10
	会員数	196	189	185	183
脛永	団体数	10	9	9	9
	会員数	173	175	174	166
小島	団体数	25	25	25	25
	会員数	382	365	370	343
谷汲	団体数	16	16	16	16
	会員数	228	215	208	202
春日	団体数	8	8	6	6
	会員数	63	55	49	47
久瀬	団体数	4	4	4	4
	会員数	53	53	39	38
藤橋	団体数	1	1	1	0
	会員数	14	13	0	0
坂内	団体数	2	2	2	1
	会員数	16	14	15	12
計	団体数	116	115	112	110
	会員数	1,870	1,798	1,753	1,695

資料：庁内資料

### (3) 老人クラブ

老人クラブの状況をみると、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

#### ■老人クラブの推移

単位：団体、人

地区		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
北方	団体数	5	5	5	5
	会員数	424	399	391	384
大和	団体数	4	4	4	4
	会員数	535	527	503	491
揖斐	団体数	11	10	10	10
	会員数	858	778	745	714
清水	団体数	4	4	4	4
	会員数	321	325	319	316
脛永	団体数	3	3	3	3
	会員数	273	273	260	254
小島	団体数	5	5	5	5
	会員数	529	539	482	531
谷汲	団体数	3	3	3	3
	会員数	160	155	164	165
春日	団体数	3	3	2	2
	会員数	370	371	316	292
久瀬	団体数	6	6	6	6
	会員数	533	524	523	506
藤橋	団体数	2	2	2	2
	会員数	93	101	94	94
坂内	団体数	4	4	4	4
	会員数	274	246	243	234
計	団体数	50	49	48	48
	会員数	4,370	4,238	4,040	3,981

資料：庁内資料

#### (4) ふれあいいいきサロン

社会福祉協議会に登録している「ふれあいいいきサロン」の設置数は町全体では80箇所となっています。

■ふれあいいいきサロン数 単位：箇所

地区	サロン数
北方	6
大和	6
揖斐	15
清水	4
脛永	4
小島	9
谷汲	5
春日	11
久瀬	13
藤橋	2
坂内	5
計	80

資料：社会福祉協議会資料(H26.12月現在)

#### (5) NPO法人

町内では、まちづくり・福祉・環境・教育関係等のNPO法人が13団体活動しています。

■NPO法人数（事務所の所在地）単位：団体

地区	法人数
北方	1
揖斐	3
小島	1
谷汲	4
春日	1
久瀬	2
藤橋	1
計	13

資料：庁内資料（平成25年10月1日現在）

## 4. アンケート調査結果からみえる課題

### (1) 平成25年度実施のアンケート調査結果からみる課題

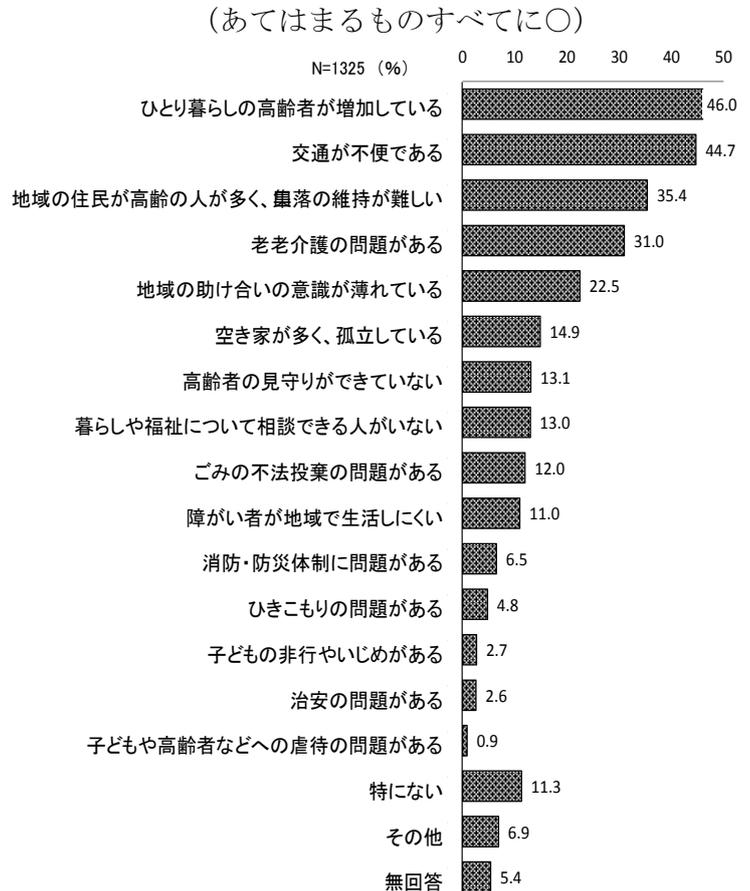
【設問】 おすまいの地域の課題は何ですか。

#### ① 地域の課題

地域の課題については、「ひとり暮らしの高齢者が増加している」(46.0%)が最も多く、以下「交通が不便である」(44.7%)、「地域の住民が高齢の人が多く、集落の維持が難しい」(35.4%)、「老老介護の問題がある」(31.0%)、「地域の助け合いの意識が薄れている」(22.5%)となっています。

このように上位5つのうち、3つが高齢化に伴う課題となっています。

この高齢化の課題を地域別にみると各地域で上位に挙がっており、町全体の課題であることがわかります。



#### 【地域別 地域の課題】

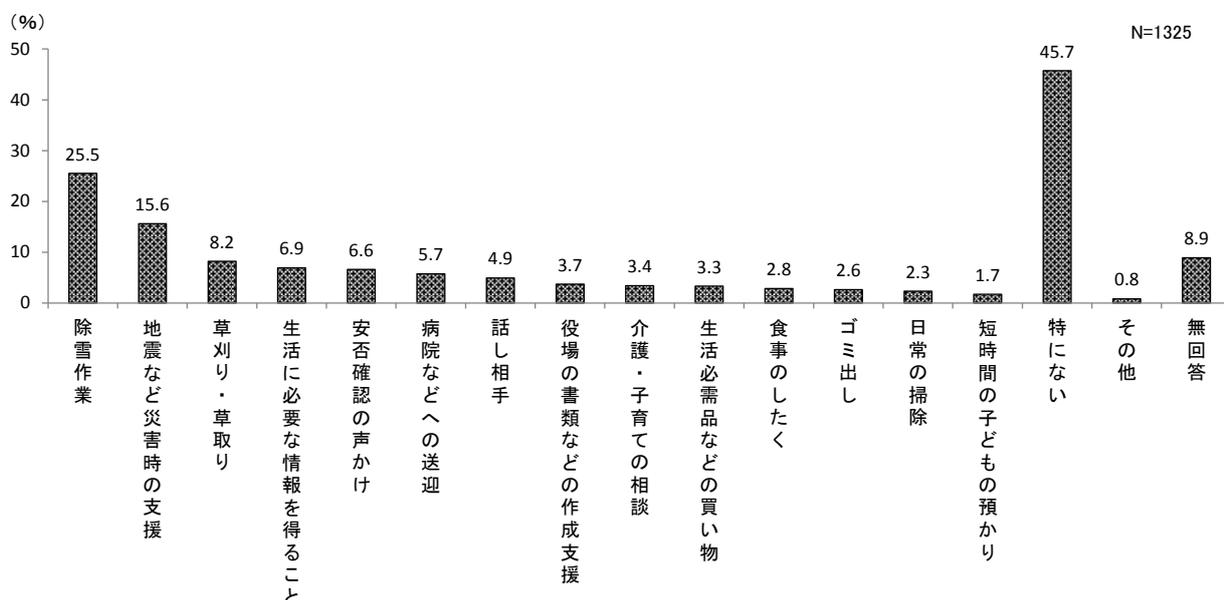
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
揖斐川地区	ひとり暮らし高齢者の増加 (40.8%)	交通が不便 (40.6%)	高齢者が多く集落維持が難しい (28.4%)	老老介護の問題 (27.9%)	助け合いの意識が薄い (21.8%)
谷汲地区	交通が不便 (67.6%)	ひとり暮らし高齢者の増加 (40.3%)	高齢者が多く集落維持が難しい (37.5%)	助け合いの意識が薄い (27.3%)	老老介護の問題 (26.1%)
春日地区	ひとり暮らし高齢者の増加 (75.3%)	高齢者が多く集落維持が難しい (71.4%)	空き家が多く、孤立 (50.6%)	老老介護の問題 (48.1%)	交通が不便 (45.5%)
久瀬地区	ひとり暮らし高齢者の増加 (75.8%)	高齢者が多く集落維持が難しい (65.2%)	交通が不便 (51.5%)	老老介護の問題 (48.5%)	空き家が多く、孤立 (37.9%)
藤橋地区	高齢者が多く集落維持が難しい (66.7%)	ひとり暮らし高齢者の増加 (58.3%)	空き家が多く、孤立 (50.0%)	老老介護の問題 (41.7%)	障がい者が生活しにくい 交通が不便 (33.3%)
坂内地区	ひとり暮らし高齢者の増加 (86.1%)	高齢者が多く集落維持が難しい (75.0%)	老老介護の問題 (66.7%)	空き家が多く、孤立 (47.2%)	交通が不便 (41.7%)

## ② 現在の必要な家族以外の手助け

現在家族以外のどのような手助けが必要かをおうかがいしています。

その結果、現在のところ「特にない」(45.7%)という項目が最も多くなっており、以下「除雪作業」(25.5%)、「地震など災害時の支援」(15.6%)といった現在必要な支援といっても、「何かあったら助けてほしい」という意向がうかがえました。この「特にない」、「除雪作業」、「地震等災害などの支援」といった上位3位は、20歳代から70歳以上まで各年代で同じ結果となっています。

【設問】 現在、あなたが家族以外の誰かに手助けしてほしいことはありますか。  
(あてはまるものすべてに○)



### 【年代別 家族以外に手助けしてほしいこと】

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
20歳代	特にない (61.7%)	除雪作業 (18.3%)	災害時の支援 (15.0%)	子どもの預かり (6.7%)	介護・子育て相談 (5.0%)
30歳代	特にない (47.0%)	除雪作業 (27.0%)	災害時の支援 (14.8%)	子どもの預かり (10.4%)	草刈り草取り (6.1%)
40歳代	特にない (59.1%)	除雪作業 (20.8%)	災害時の支援 (8.7%)	介護・子育て相談 生活情報の入手 (7.4%)	草刈り草取り (6.0%)
50歳代	特にない (44.8%)	除雪作業 (28.6%)	災害時の支援 (21.4%)	生活情報の入手 (9.4%)	草刈り草取り (8.9%)
60歳代	特にない (51.9%)	除雪作業 (25.5%)	災害時の支援 (16.6%)	草刈り草取り (8.3%)	生活情報の入手 (7.3%)
70歳以上	特にない (36.1%)	除雪作業 (26.4%)	災害時の支援 (15.2%)	安否確認 (11.2%)	病院などへの送迎 (11.0%)

### ③ 将来、日常生活が不自由になったときに必要な家族以外の手助け

「現在家族以外のどのような手助けが必要か」という質問に「特にない」と回答した人に対して、現在ではなく、将来、自分自身が日常生活に不自由になったときに、家族以外の人のどのような手助けが必要かをおうかがいしています。

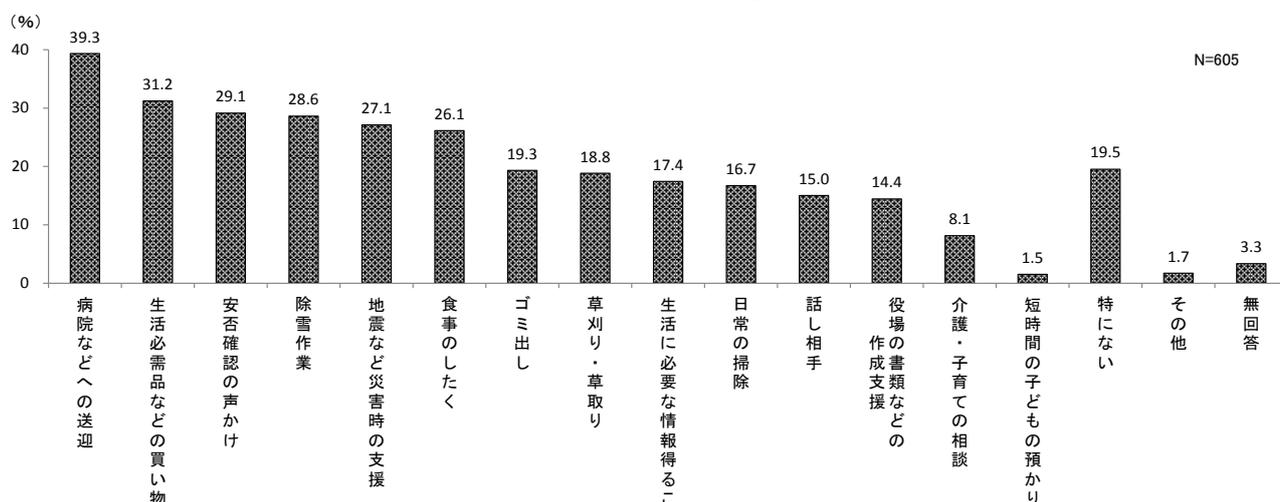
その結果、「病院などへの送迎」(39.3%)、「生活必需品などの買い物」(31.2%)、「安否確認の声かけ」(29.1%)といった日常的な支援が必要になるだろうと考えていることがわかりました。

これは、先述の現在の必要な支援が“何かあったら助けてほしい”支援であったのに対して、毎日の生活に必要な支援が上位に入っています。

しかしながら、地域別でみると、久瀬地区、藤橋地区、坂内地区では「除雪作業」が最も多く、山間地域での除雪作業ニーズがうかがえます。

【設問】(前頁のアンケートで「特にない」と答えた方への設問)

将来、あなた自身が高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、家族以外の誰かに手助けしてほしいことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



#### 【地域別 日常生活が不自由になったとき、家族以外にしてほしいこと】

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
揖斐川地区	病院などへの送迎 (38.7%)	生活必需品の買物 (30.8%)	安否確認 (29.6%)	食事のしたく (26.3%)	除雪作業 (25.9%)
谷汲地区	病院などへの送迎 (39.8%)	生活必需品の買物 (34.9%)	災害時の支援 (32.5%)	除雪作業 (31.3%)	食事のしたく (26.5%)
春日地区	生活必需品の買物 病院などへの送迎 (45.0%)		除雪作業 特にない (40.0%)		安否確認・ ゴミ出し 災害時の支援 (25.0%)
久瀬地区	除雪作業 (45.8%)	病院などへの送迎 (41.7%)	安否確認・食事のしたく 災害時の支援 (37.5%)		
藤橋地区	病院などへの送迎 除雪作業・特にない (40.0%)			ゴミ出し・草刈り取り 日常の掃除・災害時の支援 生活必需品の買物 (20.0%)	
坂内地区	除雪作業 (50.0%)	安否確認 病院などへの送迎 (43.8%)		災害時の支援 (31.3%)	生活必需品の買物 草刈り草取り 生活情報の入手 (25.0%)

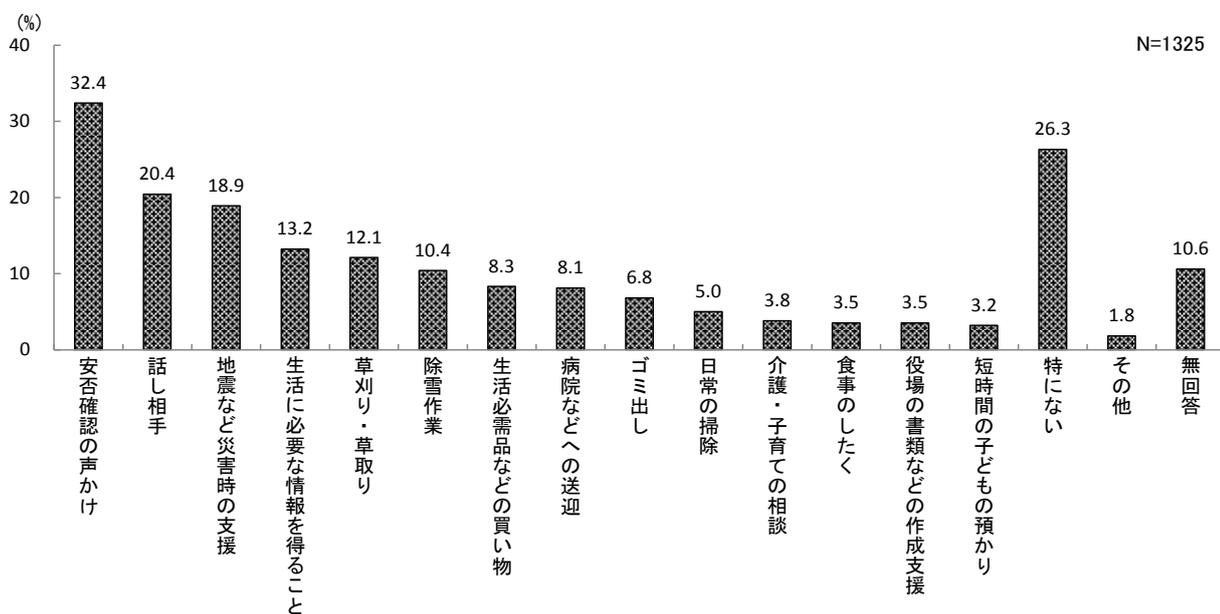
#### ④ 今後行ってみたい地域の活動（地域の助け合い）

②の「現在の必要な家族以外の手助け」に対して、その対応の可能性を探るために、今後行ってみたい地域活動（地域の助け合い）は何ですかとおうかがいしています。

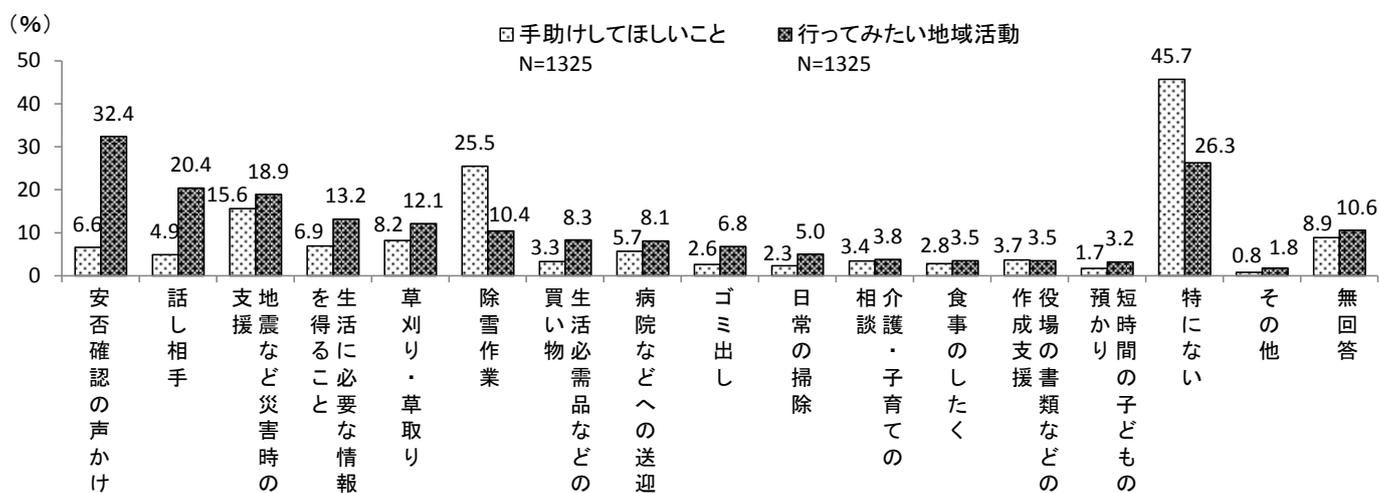
その結果、「安否確認の声かけ」（32.4%）、「話し相手」（20.4%）等の項目が挙がっていました。現在の安否確認の声かけ（6.6%）、話し相手（4.9%）のニーズに対して、それを上回る数値が出ており、現在の見守りニーズと行ってみたいという思いを結びつけることが重要と考えられます。

【設問】 今後行ってみたい地域活動（地域の助け合い）は何ですか。

（あてはまるものすべてに○）



#### 【「手助けしてほしいこと」と、「行ってみたい地域活動」の比較】



## 5. 第1期地域福祉計画目標指標の評価

### (1) 第1期地域福祉計画目標指標の評価

第1期計画では、以下の項目について、各年度の目標指標を掲げ推進してきました。

各年度の目標指標の達成状況については、地域福祉計画評価委員会に報告し、評価委員会から今後の推進に向けてのご意見をいただきながら進めてきました。また、第1期計画期間を振り返り、5年間の評価・問題点・今後の課題等について、担当課により行いました。

評価方法は、第1期計画において設定されている目標指標に対し、「A＝順調に達成している、このまま継続する（事業の完了を含む）」「B＝達成するには事業の改善、工夫が必要である」「C＝事業の根本的な見直しが必要である（未着手を含む）」、「廃止＝事業を実施しても達成することができないため廃止する」の4分類としました。

第1期計画の最終年度の平成25年度現在の数値を基に、第1期計画で掲げた各年度の目標指標に対する評価を行いました。

目標指標59項目のうち、「A」評価は32項目（54.2%）あり、目標指標を達成しています。また「B」評価が23項目（39.0%）、「C」評価が5項目（8.4%）となっており、事業の改善や根本的な見直しが必要なものがあります。一方で、「廃止」評価はありませんでした。

#### 【第1期地域福祉計画目標指標評価の総括表】

目標	基本方針	目標 指標数	評価ランク			
			A	B	C	廃止
目標  みんなでつくろう 安心して生き生きと 暮らせる 支え合いのまち	<b>基本方針1</b> 住民参加による福祉の まちづくりの推進	20	12	8	-	-
	<b>基本方針2</b> 生き生きと暮らせる 福祉のまちづくりの推進	12	8	2	2	-
	<b>基本方針3</b> 安心して暮らせる 福祉のまちづくりの推進	15	6	8	1	-
	<b>基本方針4</b> 災害・犯罪から暮らしを 守る福祉のまちづくりの 推進	12	6	5	1	-
合 計		59	32	23	5	0

## (2) 基本方針別の評価

### ① 住民参加による福祉のまちづくりの推進

基本方針1に関する指標は、20項目のうちA評価は12項目(60.0%)、B評価は8項目(40.0%)となっています。

A評価の主な項目として、「3. 地域福祉懇談会の充実」「20. サロン活動の充実」「12. 福祉教育の推進」等が挙げられています。地域福祉懇談会の継続的な実施やサロン数の増加は、高齢化社会によって、町民の地域福祉に対する関心が高くなっていることが伺えます。また、「揖斐川町地域福祉計画」策定のためのアンケート調査では、中学生アンケートの自由回答で、「助け合い」や「ボランティア」に対する意識が非常に高いことが感じられ、幼稚園・小・中学校が連携して福祉について学んだり、ボランティア活動に取り組んだりした効果の表れであると思われます。

B評価を受けたものとして「5. 人権意識の啓発」があります。その評価では意識の問題であるため啓発の難しさが指摘されています。今後については、揖斐川町人権推進プランの見直しも含め、その啓発について庁内での検討を進めていきます。また、ボランティアに関する4項目でB評価が付けられています。これは、幅広い分野のボランティア活動がある中で、ボランティアについての統一した指針が示されていないことや、ボランティアに関心がある人たちに対する情報提供の不足が要因の一つであると考えられます。そのため、本町として統一した考え方を持つとともにボランティア活動の推進役である揖斐川町社会福祉協議会と更に連携して取り組んでいく必要があります。

#### 【基本方針1の目標指標評価】

基本方針	目標 指標数	評価ランク			
		A	B	C	廃止
(1) 地域福祉における福祉意識の向上	7	6	1	-	-
(2) ボランティア活動の支援	4	-	4	-	-
(3) 福祉教育による人づくりの推進	5	4	1	-	-
(4) 人にやさしい環境づくりの推進	4	2	2	-	-
合 計	20	12	8	-	-

### ② 生き生きと暮らせる福祉のまちづくりの推進

基本方針2に関する指標は、12項目のうちA評価は8項目(66.6%)、B評価は2項目(16.6%)、C評価は2項目(16.6%)となっています。

A評価の主な項目として、「1. 自治会活動への支援」「3. 地域福祉団体の相互連携の支援」「8. 自治会などによる見守り活動の推進」等が挙げられています。

「1. 自治会活動への支援」としては、自治会への福祉に関する情報提供として、介護保険講座や認知症サポーター養成講座を実施してきました。認知症サポーター養成講座は、小学校、中学校、高校にも広がり、延べ1,559人が受講し、サポーターとして登録されています。

「3. 地域福祉団体の相互連携の支援」では、障がい者支援関係者連絡会を年6回、障がい者暮らし部会（町内4事業所と社会福祉協議会、町が参加）を年12回開催し、障がい者施設利用者の様子や生の声を聞き、利用者のニーズ把握や情報共有等が行われています。また、「8. 自治会などによる見守り活動の促進」では、地域の見守り組織が17組織立ち上がり、見守りネットワークが推進されています。

B評価の「5. 地域の健康づくり運動の推進」では、歩くことを推奨する「にこにこ運動」（毎日何歩歩いたかを記録する活動）に町民約200人が参加しており、継続されていることを評価していますが、60代の参加者が多いため、もう少し若い世代が取り組んでもらえるよう工夫が必要となっています。

C評価となったのは、「4. 地域活動拠点づくりの支援」と「7. 福祉に関する学習講座の実施」です。「4. 地域活動拠点づくりの支援」は、活動の拠点の施設は充足しているが、老朽化が進んでいることが課題となっています。老朽化のためすべてを新たに立て直すという考え方ではなく、地域の枠組みを超えた活動拠点を整備していくという見直しが必要となっています。また、「7. 福祉に関する学習講座の実施」については、認知症サポーター講座の参加者数が減少していることがC評価の理由ですが、新たな事業として認知症サポーターの講師役となる「キャラバンメイト」の養成を行い、学習講座内容の見直しを柔軟に行っていきます。また、地域での啓発活動について、認知症のテーマに加えて介護保険制度に関するものの説明を地域で実施していきます。

#### 【基本方針2の目標指標評価】

基本方針	目標 指標数	評価ランク			
		A	B	C	廃止
(1) 地域組織のネットワーク化と福祉活動の充実	6	4	1	1	-
(2) 主体的な学習の促進	2	1	-	1	-
(3) 地域の支え合い活動の推進	4	3	1	-	-
合計	12	8	2	2	-

#### ③ 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

基本方針3に関する指標は、15項目のうちA評価は6項目（40.0%）、B評価は8項目（53.3%）、C評価は1項目（6.6%）となっています。4つの基本方針の中でみて、A評価が少なく、B評価が半数以上を占めており、まだまだ改善の余地がある分野であることがうかがえます。

A評価の主な項目として、「5. 緊急通報システムの活用促進」「7. まちづくり出前講座の充実」等が挙げられています。

「5. 緊急通報システムの活用促進」では、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の337世帯に設置されています。民生委員の協力を得て電池交換手続きや更新手続きを定期的に実施しています。誤報により救急隊が出動するケースも多々ありますが、実際に助かったケー

スもあることから、ひとり暮らし世帯等の安心につながっています。また、「7.まちづくり出前講座の充実」では、各地区のサロンや地区の集まりから依頼を受け、介護予防講座などの出前講座に年間 66 回、1,335 人が受講され、今後も継続して実施することが望まれています。

B 評価の主な項目として、「1. 各種専門機関と連携した各種相談窓口の整備」「8. 成年後見制度の利用支援」「12. 利用しやすい福祉サービスの提供・充実」等が挙げられています。「1. 各種専門機関と連携した各種相談窓口の整備」では、地域ケア会議については定着し、連携が行われていますが、各種相談業務は、住民の方々が利用しやすいよう整理を図ることが課題として挙げられています。「8. 成年後見制度の利用支援」では、利用相談 23 件、利用者 5 人の実績はありますが、専門の後見人の不足が課題に挙げられています。「12. 利用しやすい福祉サービスの提供・充実」では、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯に対して、安否確認を兼ねた昼食・夕食の配食サービスを実施しています。実人員 101 名、延べ 18,124 食の利用がありますが、地域のニーズに応じて買い物、移送等のサービスの推進も求められています。

C 評価の「13. 福祉サービス評価事業の推進」については、事業自体が未着手となっています。福祉サービス評価事業は介護保険サービス等の質の確保のため必要な事業であり、今後実施を予定します。

#### 【基本方針 3 の目標指標評価】

基本方針	目標指標数	評価ランク			
		A	B	C	廃止
(1) サービス相談体制の充実	3	1	2	-	-
(2) 情報提供の充実	4	3	1	-	-
(3) サービス利用者の権利の保護	2	-	2	-	-
(4) 地域福祉の担い手の確保	2	-	2	-	-
(5) 暮らしを支えるサービスの充実	4	2	1	1	-
合 計	15	6	8	1	-

#### ④ 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

基本方針 4 に関する指標は、12 項目のうち A 評価は 6 項目 (50.0%)、B 評価は 5 項目 (41.6%)、C 評価は 1 項目 (8.3%) となっています。

A 評価の主な項目としては、「3. 通学路の危険箇所点検と登下校指導」「12. 各小中学校における防犯ネットワークの構築」等が挙げられています。「3. 通学路の危険箇所点検と登下校指導」では、朝晩の登下校時に 99 名の安全サポーターが協力的で児童生徒の安全に大きく貢献していただいています。また、「12. 各小中学校における防犯ネットワークの構築」で

は、揖斐警察署との連携により、不審者情報等を児童生徒の家庭に一斉にメール配信できるシステムを確立しています。

B評価の項目は防災関連が多く、住民の参加を得ながら進める人材育成や組織づくりが多いため、継続実施していく中で改善や工夫が必要であり、時間がかかる事業であるということもB評価の理由です。

C評価の「9. 要援護者支援マニュアルの作成」については、未着手ですが、今まで見守り台帳の整備を進め、見守りカードの登録者数も2,417名と着実に増えており、マニュアルづくりにおいても進めていきます。

#### 【基本方針4の目標指標評価】

基本方針	目標 指標数	評価ランク			
		A	B	C	廃止
(1) 地域安全活動の充実	4	4	-	-	-
(2) 災害時の支援体制と自主防災活動の充実	6	1	4	1	-
(3) 防犯活動の充実	2	1	1	-	-
合 計	12	6	5	1	-

## 6. 揖斐川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、揖斐川町地域福祉計画を策定し、又は変更するため、揖斐川町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 揖斐川町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 揖斐川町地域福祉計画の町長への提言に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 町民公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、揖斐川町地域福祉計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは副議長)を含めて、在職中の委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させて必要な説明若しくは報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、個別課題検討項目の整理にあたり、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(会議の招集)

2 この訓令の施行後初めて開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

附 則 (平成26年4月23日訓令第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年1月5日訓令第16号)

この訓令は、公表の日から施行する。

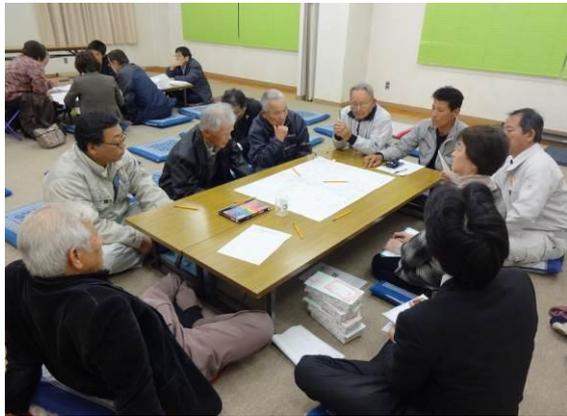
## 7. 揖斐川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験のある者	梅 木 真寿郎	花園大学社会福祉学部准教授	H27.1.23～H27.3.31
社会福祉を目的とする事業を営業者	中 西 幹 司	社会福祉法人大和社会福祉事業センター (ハートヴィレッジ谷汲の杜 施設長)	H27.1.23～H27.3.31
	近 藤 晃太郎	社会福祉法人擁童協会 (西濃サンホーム 施設長)	H27.1.23～H27.3.31
	長谷川 和代	社会福祉法人浩仁会 (メディカルケアセンターIB 施設長)	H27.1.23～H27.3.31
	佐 木 みどり	揖斐幼稚園長	H27.1.23～H27.3.31
社会福祉に関する活動を行う者	田 中 寿	揖斐川町老人クラブ連合会会長	H27.1.23～H27.3.31
	平 井 壽 人	揖斐川町民生委員児童委員協議会会長	H27.1.23～H27.3.31
	富 田 法 子	揖斐川町社協ボランティア会長	H27.1.23～H27.3.31
	所 孝 子	揖斐川町赤十字奉仕団委員長	H27.1.23～H27.3.31
	高 田 照 巳	財団法人岐阜県身体障害者福祉協会 揖斐川分会会長	H27.1.23～H27.3.31
	牧 村 光 子	手をつなぐ親の会代表	H27.1.23～H27.3.31
	小 森 正 信	揖斐川町社会福祉協議会会長	H27.1.23～H27.3.31
	森 覚 成	揖斐川町福祉委員会委員長	H27.1.23～H27.3.31
町民公募による者	奥 田 敦 子	町民委員	H27.1.23～H27.3.31
その他町長が必要と認める者	吉 村 学	公益社団法人地域医療振興協会 (揖斐郡北西部地域医療センター センター長)	H27.1.23～H27.3.31
	山 口 敬 次	揖斐川町代表区長会会長	H27.1.23～H27.3.31
	高 橋 典 男	揖斐川町代表区長会副会長	H27.1.23～H27.3.31
	竹 中 芳 和	揖斐川町小中校長会会長	H27.1.23～H27.3.31
	高 橋 良 樹	学識経験者	H27.1.23～H27.3.31
	寺 井 義 典	町民委員	H27.1.23～H27.3.31
	小 寺 美佐子	人権擁護委員	H27.1.23～H27.3.31
	河 瀬 幸 子	揖斐厚生病院医療ソーシャルワーカー	H27.1.23～H27.3.31
合 計	22 名		

(順不同、敬称略)

## 8. 策定の取り組み

### (1) 地域福祉懇談会



北方地区 (平成 26 年 11 月 18 日)



小島地区 (平成 26 年 11 月 20 日)



大和地区 (平成 26 年 11 月 21 日)



脛永地区 (平成 26 年 11 月 22 日)



揖斐地区 (平成 26 年 11 月 26 日)



谷汲地区 (平成 26 年 11 月 28 日)



久瀬地区 (平成 26 年 12 月 1 日)



藤橋地区 (平成 26 年 12 月 1 日)



清水地区 (平成 26 年 12 月 2 日)



春日地区 (平成 26 年 12 月 5 日)



坂内地区 (平成 26 年 12 月 16 日)



発表の様子

(2) 策定委員会



委嘱状交付



委員長あいさつ



審議の様子①



審議の様子②



町長への提言①



町長への提言②

## 9. 策定委員会メンバーからの意見

- ❖ この地域福祉計画は、揖斐川町にお住まいのすべての方が、より豊かに生活するためには、何が必要なのか、どのような取り組みが求められているのかということについて、住民の方々から寄せられた、たくさんの声から紡ぎだされたものです。住民と行政による参加と協働が、第二次計画として蒔かれた一粒の種を「支えあいのまち」として豊かに実らせてくれるものと確信しています。

(梅木 真寿郎)
- ❖ この冊子には揖斐川町の今が載っています。地区毎の実情も載っています。さまざまな関係者が知恵をしばり、今後の来るべき将来にむけて取り組むべきことが書かれています。ぜひとも町民全員に読んでいただき、一緒に考えてもらえるとありがたいです。よろしくおねがいします。

(吉村 学)
- ❖ 地域福祉で大切なことは、地域住民の方が「自分たちで福祉活動を実践して行くんだ」という気持ちを持つことです。この福祉計画は幅広い分野に対して策定されているため、地域によってはニーズや優先順位が変わるかもしれませんが、自分たちでできる福祉活動をまず実行し、みんなが試行錯誤しながら行う小さな活動の積み重ねが、いつかすばらしい地域福祉となると確信します。

(中西 幹司)
- ❖ この「第2期揖斐川町地域福祉計画」には、懇談会やアンケートなどから得られた町民の皆さんのたくさんの意見が反映されています。この計画に基づき、ひとりひとりがそれぞれの立場で、自分に出来ることから始めてみるのが、成功のカギになるのではないのでしょうか。「安心して 生き生きと暮らせる 支えあいのまち」に関わる者の一人として、協力させていただきたいと思います。

(長谷川 和代)
- ❖ 世代を超えて住みやすい町とは、現在住んでいる人だけではなく、揖斐川町外の人でも住みたくくなるような魅力ある町にすることだと思いました。今までのやり方や慣習にとらわれることなく、様々な生き方や暮らし方、立場の違いを知って、互いのあり方を受け入れ合えるような柔軟性が必要であると思います。難しいことですがこのことを考え続けていくことが福祉の充実につながっていくのではないのでしょうか。

(佐木 みどり)

- ❖ ドンドンと少子高齢化が進んでいく揖斐川町において、この揖斐川町地域福祉計画がこれからの地域福祉の軸になって実行されていくと思います。私は隣の人を、その隣人はまた隣の人を……と言うように皆が助け合っている町になるようこの揖斐川町地域福祉計画の策定に携わった一人として行動していくつもりです。いい揖斐川町地域福祉計画が出来上がったと思います。(富田 法子)
  
- ❖ 合併10周年キャッチフレーズは「つながった まちもむらも ひとのわも」です。最近限界集落という言葉を知ったとき恐怖を感じていましたが、地域福祉計画策定委員会に出席させていただき、委員の皆様のご熱く真剣なご意見はまさに「つながるひとのわ」です。見落としがちな小さな要望も、少し先を見据え夢で終わらせない実践力が大切です。委員会出席のチャンスをいただき感謝致します。(牧村 光子)
  
- ❖ 揖斐川町の人口は過去5年間で2,042人減少しています。また、1世帯あたりの家族数は2.9人、高齢化率は33.1%と約3人に1人が65歳以上という現状であります。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるようにアンケート調査や地域福祉懇談会での現状把握や意見収集により福祉計画が作成されました。今後は行政、地域住民、各種団体などで充分意見交換をしながら実行されることを願います。(小森 正信)
  
- ❖ 第2期揖斐川町地域福祉計画の策定委員会に参加して、地域福祉を推進する主役は町内に住む住民一人ひとりが、自分でできることは自ら行い、超高齢化時代はこの先必ず訪れる事を前提に、町内各地域で「自分たちの地域は自分たちで互いに協力して守る。」ことを前提に町内関係機関との連携を密にして安心して生き生きと暮らせることの出来る、支えあい温かみを感じられる町になることを念じます。(森 覚成)
  
- ❖ この策定委員会に参加して、地域福祉について色々勉強させていただきました。今回策定されました地域福祉計画を実現していくためには、皆さんの地域福祉へのご理解とご協力が欠かせません。一人ひとりのあたたかい思いやりのある行動が、安心して暮らせる街づくりにつながっていくものと思っています。(奥田 敦子)
  
- ❖ この計画は、今後5年間にわたる町民の福祉に関わる諸々の課題にどう取り組んでいくか、その指針と云うべきものです。少子化、高齢化が進み人口減少が続く厳しい環境の中ですが、子どもから高齢者まで我々町民一人ひとりが、心豊かに安心して暮らせる地域づくり町づくりを進めようとするものです。そのためには、我々町民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。みんなで協力し、この計画の実現に努力しましょう。(高橋 良樹)

- ❖ 計画書には住民の願いや、夢へのステップが描かれています。しかし内容は冊子を読んだだけでは「自分の事」として実感できません。推進役の行政は、可能な限り町の各組織に出向き、計画で実現しようとする取組みが「町民の身近な問題」として理解できるよう説明していただきたい。アンケートに書かれた内容が、どの計画として取組んでくれるか分かってこそ計画への関心が高まり参加の機会が増え地域の活性化につながると思います。 (寺井 義典)
  
- ❖ 揖斐川町を含め今後人口減少をきたす中、独居・高齢者世帯でも地域で生活し続けるために、地域力を皆で出し合い連携し「自助・公助・共助」を行いながら地域の福祉をよく調べ、語り合い、知識を出しながら安楽に生活できる仕組みが公的な制度の活用を含めできたらと考えます。 (河瀬 幸子)

## 10. 用語解説

### ■あ行

---

#### ○安全サポーター

地域の有志により構成されたボランティア。子どもたちの安全な登下校のために、見守り活動等を行う。

#### ○いびがわチャンネル

揖斐川町の公営ケーブルテレビ局である揖斐川町放送通信ネットワークが製作する自主放送のこと。おもに町や学校、地域でのイベント行事などを取材し、放送している。

#### ○インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる。(⇔フォーマルサービス)

#### ○NPO

民間非営利組織、Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

### ■か行

---

#### ○交通空白地帯

既存バスが走行していない地域。

#### ○ケアメン

介護に積極的に取り組む男性を指す呼び名。

### ■さ行

---

#### ○自主防災組織

災害時に住民が地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るという自発的意思に基づき結成された組織。

## ○社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

## ○主任児童委員

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整などを行ったり、また、区域を担当する児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力を行う。

## ○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方を対象として、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

## ○就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援事業のこと。

## ○就労支援移行継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援事業のこと。

## ○消費者被害

製品の欠陥やサービス等によって発生する生命・身体に関する消費者への重大事故等や生命・身体事案被害。または製品の欠陥やサービス等によって発生する財産に関する被害。

## ○成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

## ■た行

---

### ○DV（ディーブイ）

ドメスティック・バイオレンス、domestic violence の頭文字をとったもの。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的、心理的、性的、経済的、社会的暴力）のこと。

### ○地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などの支援をしている。また、「要支援 1」「要支援 2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢者の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っている。

### ○津波てんでんこ

「てんでんこ」とは三陸地方の方言で、てんでばらばらの意味。津波の際はそれぞれが助かるために各自てんでばらばらに逃げろ、という言い伝え。

### ○デマンドタクシー

希望時間などの要望（デマンド）を事前に伝え、予約のあったルートのみを走行する乗り合いタクシーのこと。

## ■な行

---

### ○日常生活自立支援事業

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理、書類の預かりサービス、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

## ■は行

---

### ○フォーマルサービス

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉や介護のサービスのこと。介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。（⇔インフォーマルサービス）

## ○福祉委員

福祉委員は、区長の推薦により、社会福祉協議会が委嘱して活動している。区長や民生児童委員などと連携をとり、地域で援助を必要とする本人やその家族を見守るとともに、地域の社会福祉活動に積極的に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための地域環境づくりを行う。

## ○福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスを提供している事業者やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場の機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行うこと。

## ○福祉有償運送

公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者や障がいがある人などに対し、NPO法人等の非営利法人が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車を使用して行う有償運送サービスのこと。

## ○ふれあいいきいきサロン

同じ地域に住む高齢者や子育て中の若い世代の人たちなどが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる場所をつくっていく活動のこと。サロンは、地域住民の自由な自主活動として、同じ地域住民である当事者（高齢者など）とボランティアが協働で企画・運営している。少人数の参加者が公民館や集会所などの身近な場所に集まり、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」すごせる場をつくろうと、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなどのさまざまな活動を実施している。

## ○ボランティア活動

一般的に、自発的な意思に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力等を他人や社会のために提供すること。

## ■ま行

---

### ○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。社会奉仕の精神を持ちながら、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としている。また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねている。地域の児童や妊産婦の健康状態・生活状態を把握して必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービス提供者との連絡調整を行う。

## ■や行

---

### ○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

## 第2期揖斐川町地域福祉計画

発行日 平成27年3月

発行 揖斐川町

編集 揖斐川町住民福祉部福祉課

揖斐川町三輪133番地

TEL 0585 (22) 2111

FAX 0585 (22) 4496